様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日 2024年10月4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　　　　　　ひょうごけんまちづくりぎじゅつせんたー  一般事業主の氏名又は名称　公益財団法人　兵庫県まちづくり技術センター  （ふりがな） 　　　　　　　すぎうら　まさひこ  （法人の場合）代表者の氏名　杉浦　正彦  住所　〒650-0023　兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番21号  法人番号　6140005005371  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中・長期戦略「Vision2025」　第２次改定 | | 公表日 | 2022年3月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | （公表方法）  当センターのホームページで公開  （公表場所）  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/%E2%91%A1%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E6%9C%AC%E7%B7%A8.pdf>  （記載箇所・ページ）  Ｐ１　１ ビジョン改定の背景と目的  Ｐ２　２ 基本理念・方針  ３ めざすべき方向性  　Ｐ３　４ 目 標 | | 記載内容抜粋 | １ ビジョン改定の背景と目的  兵庫県まちづくり技術センター（以下「センター」という）では、設立20周年を機に、向こう10年を見据えた中・長期戦略「Vision2025」（以下「ビジョン」という）を2016年3月に策定しました。その後、センター職員の高齢化や定年退職による職員減少に的確に対応するため、2019年3月に第1次改定を行ったところです。第1次改定から３年が経過した今、社会では激甚化・頻発化する自然災害やコロナ禍で加速化するデジタル・トランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という）への対応、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）達成に向けた事業活動の展開が強く求められています。このような中、社会潮流の変化を的確にとらえ、県・市町からのニーズに最大限応えていくとともに、「Vision2025」を締めくくり、2026年度からの「次期 中・長期戦略」の布石となるよう、この度、第2次改定を行います。  ２ 基本理念・方針（抜粋）  センターの基本理念は継承しつつ、基本方針については、センター設立以来の豊富な業務実績と専門的なノウハウの蓄積のもと、培ってきた高度な技術力を活かすとともに、デジタル技術やデータを活用したＤＸの推進により、発注者支援に全力で取り組み、顧客満足度をさらに高めて行けるよう、次の通りとします。  ３ めざすべき方向性（抜粋）  ③ デジタル技術等の積極的活用により技術革新を先導するセンター  生産性向上を後押しするデジタル技術等の積極的活用により、社会基盤整備における技術革新を先導します  ４ 目 標（抜粋）  目標３　ＤＸの推進による生産性向上  デジタル技術やデータを積極的に活用し、県・市町を支援するセンター業務の効率化・生産性向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である理事会（公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター定款第７章で規定）で承認後、センター内外に公表  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/01/r030401_teikan.pdf> |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①中・長期戦略「Vision2025」　第２次改定  ②ＤＸ推進計画  ③アクションプラン（ＤＸ推進計画） | | 公表日 | 1. 2022年3月29日 2. 2022年3月31日 3. 2024年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 中・長期戦略「Vision2025」　第２次改定   （公表方法）  当センターのホームページで公開  （公表場所）  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/%E2%91%A1%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E6%9C%AC%E7%B7%A8.pdf>  （記載箇所・ページ）  Ｐ１０　５ 目標の実現に向けた具体の取組  ＤＸ推進による生産性向上の実現に向けた具体の取組   1. ＤＸ推進計画   （公表方法）  当センターのホームページで公開  （公表場所）  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/1_dx_maincontents.pdf>  （記載箇所・ページ）  Ｐ４　３．３ 具体的な取組項目   1. アクションプラン（ＤＸ推進計画）   （公表方法）  当センターのホームページで公開  （公表場所）  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/07/2_dx_actionplan_r6_3.pdf>  （記載箇所・ページ）  Ｐ１～Ｐ１０ | | 記載内容抜粋 | 1. 中・長期戦略「Vision2025」　第２次改定   ５ 目標の実現に向けた具体の取組  ＤＸ推進による生産性向上の実現に向けた具体の取組  従来から取り組んでいる「ＩＣＴ活用工事の監理」、「ドローンを活用した災害時の被災状況調査」、「タブレットを活用した市町橋梁直営点検支援（出前講座）」等に加え、ビジョン改定に合わせ、ＤＸに関するめざすべき方向性や目標、具体な取組について取りまとめた「ＤＸ推進計画(アクションプラン含む)」を策定し、以下の新規・拡充の取り組みを展開します。  ■県・市町等へのサービス水準の向上  １７　遠隔臨場による工事監理の本格実施  １８　ＡＩ診断活用システムの検討・開発  ４７　社会インフラに関するデータ活用支援  ２０　災害発生時の迅速な情報共有を可能にするシス  テムの運用  ４３　施工管理のポイントを動画配信  ４４　ＩＣＴを活用したハイブリッド研修・オンデマ  ンド研修の実施  ４８　下水道排水設備工事責任技術者更新講習のオン  ライン化  ■働き方改革の推進  ５１　勤怠情報のデジタル化  ５２　工事監理システムの構築・運用  ■デジタル人材の育成  ６　最先端のデジタル技術の習得と蓄積   1. ＤＸ推進計画   ３．３ 具体的な取組項目  ４年後にめざす姿の実現に向けて、次の項目に取り組みます。  (１) デジタル活用による県・市町等へのサービス水準の向上  ①遠隔臨場の標準化による効率的で細やかな施工  監理  ②デジタルデータを活用したインフラ長寿命化対策の優先度の判断  ③データを効果的に活用するための基盤整備  ④災害情報のリアルタイムでの発信・共有  ⑤WEBを活用した研修・見学会によるサービス機会の向上  ⑥いつでもどこでもオンライン申請  (２) デジタル活用による働き方改革の推進  ⑦内部業務のデジタル化による迅速で効率的な業務の遂行  ⑧デジタル技術を活用した新たな働き方の推進  (３) デジタル技術を自在に使いこなせる人材の育成  ⑨今すぐ使えるデジタル技術に関する研修の実施  ⑩最先端のデジタル技術の習得と蓄積   1. アクションプラン（ＤＸ推進計画）   取組の詳細は『アクションプラン（ＤＸ推進計画）』に記載 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である理事会（公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター定款第７章で規定）で承認後、センター内外に公表  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/01/r030401_teikan.pdf> |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②ＤＸ推進計画  Ｐ３、Ｐ５   1. アクションプラン（ＤＸ推進計画）   Ｐ７～８ | | 記載内容抜粋 | ②ＤＸ推進計画  Ｐ３  ３．２ ４年後にめざす姿  本計画では、デジタル技術やデータを積極的に活用し、県・市町を支援するセンターの業務効率化と生産性向上に向け、次の３つの姿の実現をめざします。  【めざす姿（３）】デジタル技術を自在に使いこなせる人材の育成  デジタル技術に関する知識や能力を有し、新しいデジタル技術を活用した継続的な業務の変革を実践できる県、市町、センターの職員を育成します。また、県・市町のＩＣＴ活用工事やＢＩＭ／ＣＩＭ等の先進的なデジタル技術の導入支援や現場特性に応じた効果的な活用ノウハウの蓄積ができるセンター職員を育成します。  Ｐ５  本DX 推進計画の策定と推進にあたっては、「DX 推進計画策定・推進チーム」を発足させ、業務を遂行していきます。（DX 推進計画策定・推進チーム表　省略）  ③アクションプラン（ＤＸ推進計画）抜粋  Ｐ７  【めざす姿（３）】デジタル技術を自在に使いこなせる人材の育成  ⑨今すぐ使えるデジタル技術に関する研修の実施  ⑨－１ ICT施工研修やドローンを活用した災害調査研修の実施  概要：ICT施工に関する研修やドローンを活用して被災箇所調査を実施するための研修の実施  ICT施工研修参加者数  2024年度　30人／年  2025年度　30人／年  Ｐ８  【めざす姿（３）】デジタル技術を自在に使いこなせる人材の育成  ⑩最先端のデジタル技術の習得と蓄積  ⑩－２　BIM／CIM活用工事への参画と３次元モデル作成に関する技術情報の蓄積  概要：センター職員がBIM／CIM活用工事や研修会に参加し、３次元モデル作成に関する技術情報の取得と蓄積を実施  〇BIM／CIM活用工事への参画等  　・県が試行する「竹野道路BIM/CIM」への参画  　・先進事例の情報収集（北近畿豊岡自動車道等） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③アクションプラン（ＤＸ推進計画）  Ｐ１～６ | | 記載内容抜粋 | 【めざす姿（１）】デジタル活用による県・市町等へのサービス水準の向上  Ｐ１   1. 遠隔臨場の標準化による効率的で細やかな施工監理 2. －２　DXルーム（遠隔対応拠点）の整備   概要：多数の職員で遠隔臨場やリモート工事見学会を実施できる執務環境を整備  2024年度以降　運用  Ｐ２  ③データを効果的に活用するための基盤整備  ③社会インフラに関するデータ活用支援  概要：県・市町が保有する社会インフラに関するデータを有効活用するための環境基盤を整備  社会基盤施設総合管理システムや市町橋梁マネジメントシステム等に蓄積されたデータの効果的な活用に向けて調査･検討を進め、必要に応じてシステムの改修に取り組む  2024年度　　　システム改修  【めざす姿（２）】デジタル活用による働き方改革の推進  Ｐ６  ⑦内部業務のデジタル化による迅速で効率的な業務の遂行  ⑦－２　出土品整理業務のデジタル化  概要：出土品復元後の図化作業に3Dスキャナー、3DCADを活用等  ○電子化による図化作業  ・3Dスキャナーによる出土品のトレースや  　3DCADによる作図により作業の効率化  ・作成した3Dモデルの市町支援への活用  ○空中写真測量データの活用  ・ドローン空撮データを3次元化し、広報資料等へ活用  ○情報ネットワーク化によるデータ共有  2024年度以降　本格運用 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ③アクションプラン（ＤＸ推進計画） | | 公表日 | 2024年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | （公表方法）  当センターのホームページで公開  （公表場所）  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/07/2_dx_actionplan_r6_3.pdf>  （記載箇所・ページ）  Ｐ１ | | 記載内容抜粋 | Ｐ１  【めざす姿（１）】デジタル活用による県・市町等へのサービス水準の向上   1. 遠隔臨場の標準化による効率的で細やかな施工監理   ①－１ 遠隔臨場の実施  概要：現場の立会や段階確認をインターネットを活用して遠隔地から実施  2024年度　工事等件数（50件／年）  2025年度　工事等件数（50件／年） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　4月　1日 | | 発信方法 | （公表方法）  理事長が当センターのホームページで発信  （公表場所）  <https://www.hyogo-ctc.or.jp/about/> | | 発信内容 | 兵庫県まちづくり技術センターは、高度な技術を有する公益財団法人として「建設事業支援」「上下水道支援」「まちづくり支援」「埋蔵文化財調査」の四つの分野に「技術者育成」を加えた五つを柱とし、建設技術の向上と効率的な社会基盤の整備・管理を推進するとともに、開発に伴う文化財調査・保存等に取り組んでいます。  　兵庫県では「躍動する兵庫」の実現に向け、本格的な人口減少・高齢化、災害リスクの高まり、グリーン社会への動き、デジタル技術活用の加速など様々な社会変化の潮流を踏まえ、本年３月「ひょうごインフラ整備基本方針」を改定し、防災・減災の基盤づくり、高規格道路等の交通基盤の充実・強化、社会基盤の老朽化対策、安全・安心・住みやすいまちづくりなど、強靱で持続可能な社会の礎となるインフラの整備が進められています。  　センターとしましても、これら「躍動する兵庫」に向けた兵庫県のインフラ整備を支えるため、「安全・安心の確保」「活力あふれる地域づくり」「技術者の育成」の視点から、中・長期戦略「Vision2025」、DX推進計画（アクションプランを含む）を積極的に推進し、様々な支援活動を展開してまいります。  　「安全・安心の確保」では、大規模・特殊工事や建築・設備工事等の設計・積算・工事監理、インフラ老朽化対策、防災・減災対策等を支援します。特に市町に対しては、「地域一括発注」による橋梁点検、長寿命化修繕計画策定、「ひょうご橋守隊」による経過観察、修繕工事の設計・積算・工事監理等の支援を総合的に展開します。また、現場の被災情報等をリアルタイムに共有できる「被災箇所調査システム」の提供に加え、大規模災害時には、市町災害復旧支援制度(D-SUPPORT) により被災直後の初動対応から早期復旧に向けた取り組みを支援します。  　「活力あふれる地域づくり」では、土地区画整理事業や景観形成支援事業、住民主体のまちづくり等への支援を行うとともに、県流域下水道施設の維持管理・更新事業及び市町公共下水道施設の建設・改築事業に加え、市町上水道施設の改築・統廃合を支援します。また、インフラ整備に伴う埋蔵文化財調査において、ドローンや３Dスキャナを活用したデジタル化を推進することにより、発掘調査や出土品整理業務の効率化に取り組みます。  　「技術者の育成」では、技術者の成長に応じて必要なスキルが習得できるよう、幅広い研修カリキュラムを提供するとともに、施工監理のポイントをまとめた動画配信やAIを活用したオンラインワンストップ相談窓口を開設するなど、デジタル技術を積極的に活用して、県・市町職員の技術力向上を支援します。  　今後とも、県・市町の皆様から信頼され、期待に応えられるセンターをめざし、役職員一丸となって邁進してまいります。引き続きご支援、ご指導を賜りますとともに、積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。  令和6年4月  公益財団法人　兵庫県まちづくり技術センター  　　　理事長　　杉浦　正彦 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標自己診断フォーマットにより課題を把握した（本申請に添付）。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2013年2月～現在 | | 実施内容 | 情報セキュリティに関する取組を実施し、情報漏えい等による損失及び社会的信用の失墜を防ぐ環境の実現を進めている。   1. 物理的セキュリティ対策   情報システムを構成する機器、及びこれらの機器を設置する施設への入退室管理等、情報システムの設置に伴う安全性を確保するために必要な対策を講ずる。   1. 人的セキュリティ対策   情報システムの利用者の責務を明らかにするとともに情報セキュリティ対策に関する研修や啓発を行うなど情報システムの適正な利用を確保するために必要な対策を講ずる。   1. 技術的セキュリティ対策   情報システムへの不正アクセスの防止、コンピュータウィルス対策、情報システムにおけるアクセス制御など、情報システムの開発及び運用における技術的信頼性を確保するために必要な対策を講ずる。  これらの対策を的確かつ円滑に推進するため、情報セキュリティ対策委員会を設置し、情報セキュリティ対策の推進方策等について協議、調整を行っている。  また、運用責任者は、四半期ごとに各部門の利用責任者から情報セキュリティに関する遵守状況の報告を受け、その内容を監査している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。